

平成22年第2回芸北広域環境施設組合議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成22年12月24日													
招 集 の 場 所	広島県山県郡北広島町有田1234番地 北広島町役場4階 委員会室													
議 長	藤 井 昌 之													
開閉会日時及び宣告	開 会	平成22年12月24日 午前10時00分												
	閉 会	平成22年12月24日 午前11時35分												
<table border="1"> <tr> <td>○</td> <td>出席を示す</td> </tr> <tr> <td>△</td> <td>欠席を示す</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>不応招を示す</td> </tr> <tr> <td>□</td> <td>公務欠席を示す</td> </tr> </table>	○	出席を示す	△	欠席を示す	×	不応招を示す	□	公務欠席を示す	議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
	○	出席を示す												
	△	欠席を示す												
	×	不応招を示す												
	□	公務欠席を示す												
	1	藤 井 昌 之	○	5	藤 井 勝 丸	○								
2	前 川 正 昭	○	6	加 計 雅 章	△									
3	青 原 敏 治	○	7	入 本 和 男	○									
4	中 田 節 雄	○	8	秋 田 雅 朝	○									
会議録署名議員	3番 青 原 敏 治		4番 中 田 節 雄											
地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名	管 理 者	竹 下 正 彦	事務局長	国 安 勝 美										
	副管理者	浜 田 一 義	所 長	児 玉 一 朗										
議 事 日 程	別紙のとおり													
会議に付した事件	議案第6号	芸北広域環境施設組合において北広島町の条例を準用する条例の一部を改正する条例												
	議案第7号	芸北広域環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例												
	議案第8号	財産の無償貸付について												
	議案第9号	平成21年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について												
会 議 の 経 過	次のとおり													

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
開 議	議 長	<p>ただ今の出席議員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより平成22年第2回芸北広域環境施設組合議会定例会を開会いたします。</p> <p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。</p>
日程第1	議 長	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、3番 青原敏治君及び4番 中田節雄君を指名いたします。</p>
日程第2	議 長  議会運営委員長	<p>日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>本定例会の運営については、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長入本和男君の報告を求めます。7番 入本和男君。</p> <p>それでは、議会運営委員会より御報告させていただきます。平成22年第2回定例会の運営につきまして、12月6日に議会運営委員会を開催しました。決定事項につき、報告させていただきます。まず、会期につきましては本日1日限りとしたいと思います。次に本定例会に付議されます議案は、お手元に配布してあります提出議案のとおり4件でございます。以上で報告を終わります。</p>
日程第3	議 長  事務局長 議 長 管 理 者	<p>お諮りいたします。</p> <p>ただ今の委員長の報告のとおり、会期は、本日1日限りとすることに御異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」と言う者あり】</p> <p>御異議なしと認めます。よって会期は本日1日間と決定いたしました。</p> <p>日程第3、議案第6号「芸北広域環境施設組合において北広島町の条例を準用する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。議案の朗読を願います。</p> <p>【議案第6号を朗読】</p> <p>引き続き提案理由の説明を求めます。管理者 竹下正彦君。</p> <p>それでは、提案理由の説明をさせていただきます。</p> <p>議案第6号でございますが、「芸北広域環境施設組合において北広島町の条例を準用する条例の一部を改正する条例」でございます。広島県市町総合事務組合退職手当支給条例第18条第1項の</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	管 理 者	規定に基づきまして、退職手当の支給制限等調査審議する審査会の設置について、北広島町退職手当審査会設置条例を準用するため、条例の一部改正につきまして、組合議会に提案するものでございます。既に、安芸高田市、北広島町では施行されている条例でございます。内容につきましては、事務局から御説明申し上げます。以上、よろしく申し上げます。
	議 長 事務局長	引き続き、詳細について、事務局に説明を求めます。事務局長。 <b>【詳細説明】</b>
	議 長	これをもって提案理由の説明を終わり、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。7番 入本和男君。
	7 番議員	今後、芸北広域環境組合がですね、自立するためにはですね、やはり今のように北広島町さんの条例を使うことでは、今さっき言われましたように安芸高田市では1万3千円で、まあ、1万円ということになっておるわけでございますが、経費の面については非常に安いのでよろしいかと思っておりますが、やっぱり独立するうえにおいても、もう広域組合のそのものですね、条例の独立性があると思っておりますが、その辺についてのお考えを伺います。
	議 長 事務局長	ただ今の質問に対し答弁を求めます。事務局。 組合条例に、できるだけいうことでありますけれども、組合設立当初より、給料に関する関係、人事のことに関する関係につきましては、町の条例で当初よりやってきております。それ以外のことににつきましては、それ以外のものについては、組合独自の条例を作っておるわけなんです、そのような場合は今後ともいろいろ内容等検討いたしまして整理をさせていただきたいと思っております。以上です。
	議 長	はい。答弁を終わります。7番 入本和男君。
	7 番議員	管理者の御意見を伺います。
	議 長	管理者 竹下正彦君。
	管 理 者	これは一部事務組合で、地方自治法上の特別公共団体です。その規定に従って運営しているわけでありますので、独立していないという前提が、御意見が間違っておられると思っております。
	議 長	答弁を終わります。7番 入本和男君。
	7 番議員	私が、申し上げますのは、現在、北広島町の条例を悪いと言っているのではないんですよ。だから改正をされなくてもいいように一括してこの際、組合の条例を作られてはどうですかというところわけですが、それだから別に独立していないとかいうわけでは。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第4	議 長 管 理 者	<p>管理者 竹下正彦君。</p> <p>独立するためにはというその前提でその発言をされているからその前提が間違っていると申し上げているんです。</p>
	議 長 7 番議員	<p>答弁を終わります。7番 入本和男君。</p> <p>それについては、訂正させていただきまして、もし、そういうふうに私が、申しましたということに関しましては、訂正させていただきます。今後やはり、そういう形ですね、一括してそういう形の条例の訂正をですね、改正をですね、された方がよろしいかと思いますが、その辺について伺います。</p>
	議 長 管 理 者	<p>答弁を求めます。管理者 竹下正彦君。</p> <p>組合独自の諸般の規定を全部制定をするというのは、あり得る話で、本来ならそうあるべきかなという感じもありますけれども、ただ、事務の効率的なことでありますとか、北広島町のその諸般の制度を準用しながら、やっていくことに特段の不都合があるのであれば、そこは見直していかなくてははいけませんけども、北広島町のその諸般の規定をですね、準用することの不都合というのが、特段、私は感じておりませんけれども。したがってその必要はないと思います。</p>
	議 長	<p>以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。</p> <p>【「なし」と言う者あり】</p> <p>質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>【「なし」と言う者あり】</p> <p>討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。</p> <p>これより、議案第6号「芸北広域環境施設組合において北広島町の条例を準用する条例の一部を改正する条例」を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>【賛成者挙手】</p> <p>挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。</p>
	議 長	<p>日程第4、議案第7号「芸北広域環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」を議題といたします。議案の朗読を願います。事務局。</p>
	事務局長 議 長	<p>【議案第7号を朗読】</p> <p>提案理由の説明を求めます。管理者 竹下正彦君。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	管 理 者	<p>議案第7号でございます。芸北広域環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例でございます。地方自治法第96条第1項第5号及び第8号の規定による議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定につきまして、組合議会に提案するものでございます。議会の議決が必要な契約等の予定価格につきましては、地方自治法施行令にその金額が規定をされております。組合の構成町が町のみから市及び町の構成になる、安芸高田市の合併時に本条例を整備すべきものでしたが、今回の上程となりまして、これは、誠に申し訳ございませんでした。今後は関係法令の改正等につきましても、留意をしながら、適正な条例整備に努めていかなければならないと思っております。条例の内容につきましては、事務局から御説明申し上げます。</p>
日程第5	議 長 事務局長 議 長 事務局長 議 長 管 理 者	<p>引き続き詳細について事務局に説明を求めます。事務局長。</p> <p><b>【詳細説明】</b></p> <p>これをもって、提案理由の説明を終わり、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p><b>【「なし」と言う者あり】</b></p> <p>質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p><b>【「なし」と言う者あり】</b></p> <p>討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。</p> <p>これより、議案第7号「芸北広域環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」を挙手により採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手を願います。</p> <p><b>【賛成者挙手】</b></p> <p>挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第8号「財産の無償貸付について」を議題といたします。議案の朗読を願います。事務局。</p> <p><b>【議案第8号を朗読】</b></p> <p>引き続き提案理由の説明を求めます。管理者 竹下正彦君。</p> <p>議案第8号でございます。「財産の無償貸付について」芸北広域きれいセンターの農園ハウス経営者に対しましてごみ焼却施設か</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 6	管 理 者	ら発生する余熱の有効利用を促進する必要性から、土地を無償で貸し付けることにつきまして、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、組合議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては事務局から御説明申し上げます。よろしく申し上げます。
	議 長	引き続き詳細について事務局に説明を求めます。事務局長。
	事務局長	【詳細説明】
	議 長	これをもって提案理由の説明を終わり、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4 番 中田節雄君。
	4 番議員	貸し付けることについては、別段の異論はないわけでありまして、やはりきれいセンター自体が非常に良い管理がされておられて、農園の方も適切な管理をされておると思うんですが、見た感じでは、雑草が周辺に繁茂しておるという状況でございます。そうしたところの中で維持管理につきまして、契約状況の中ではどうなっているのかその点をお聞かせください。
	議 長	ただ今の質問に対し、答弁を求めます。事務局。
	事務局長	施設の管理については、特段書いたものはないんですけども、常に草刈りとか施設の周り近辺については、きれいにしてくれとまあ、徹底した管理をやっていただきたいという旨は、常には指導しておるわけなんですけれども。以上でございます。
	議 長	以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。
		【「なし」と言う者あり】
		質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
	これより、討論に入ります。討論はありませんか	
	【「なし」と言う者あり】	
	討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。	
	これより、議案第 8 号「財産の無償貸付について」を挙手により採決いたします。	
	本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手を願います。	
	【賛成者挙手】	
	挙手多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。	
議 長	日程第 6、議案第 9 号「平成 2 1 年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について」を議題といたします。議案の朗読を願います。	

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>事務局長 議 長 管 理 者</p> <p>議 長 事務局長 議 長</p> <p>監査委員</p>	<p><b>【議案第9号を朗読】</b></p> <p>引き続き提案理由の説明を求めます。管理者 竹下正彦君。</p> <p>議案第9号でございます。地方自治法第233条第3項の規定によりまして、平成21年度一般会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。</p> <p>歳入の決算額は、8億4,584万6,752円で、歳出の方は、7億7,087万3,400円でございます。差引き残額が、7,497万3,352円となっております。なお、この残額のうち、6,000万円を繰越金として、22年度予算に充当しております。詳細につきましては、事務局から御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>引き続き詳細について、事務局に説明を求めます。事務局。</p> <p><b>【詳細説明】</b></p> <p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p> <p>この際ここで、監査委員の監査報告を願います。玉浦監査委員。</p> <p>それでは監査報告をいたします。本年10月5日藤井勝丸議員とともに、本日提出されております平成21年度歳入歳出決算に係る監査を事務局の説明を受けながら実施をいたしました。関係帳簿、伝票、預金通帳並びに預金証書、また各種契約状況の一覧表及び財産調書について審査をいたしました。審査の結果いずれも適正に処理をされており、本日提出されております決算書の内容は真実であることを認めました。また財産調書につきましても昨年現地で確認の結果、記載されている内容に間違いのないことを御報告いたします。</p> <p>監査委員の任期が4年ということであり、間もなくその4年がやってまいります。行政関連の監査をさせていただくのは初めての経験でありましたけども、その中で強く感じたことを1点だけ述べさせていただきたいと思っております。民間と行政関連の違いは予算と決算の入口、出口の比重が全く逆であるという事でございます。民間では予算はあくまでも努力目標でございます。決算におきましていかに結果を残すかが問われておりますけども、このような行政関連の施設におきましては入口の予算が最も重要でありまして、決算はあくまでも予算を執行した結果、ということであり、したがって、経費の削減に努力して予算から不用額をたたき出したとしても必ずしもそれが民間でいう正当な評価がされているのかというところが非常に気にかかります。む</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	監査委員	<p>しろ予算の未消化ということで次年度の予算から削減される、という恐れさえあるというふうに感じております。民間の私にとりましてはこういった環境の影響がいくらか目につきました。例えば各種の契約におきましても就任した当初、金額で加重平均した入札率は、非常に高い状態が続いておりました。改正をお願いして現在は入札業者の方も先ほどの資料にもありますけども、かなり増えまして、入札率もかなり落ちまして適切な適正な水準にまでなっております。また随意契約の中におきましても入札に移行できるもの、あるいは自己評価をして洗っていけばもっと単価が落ちるんじゃないかというふうなものも見受けられます。しかしながら、この努力の結果が正当に評価されにくい環境がそれを阻害しているんじゃないかというふうに感じるどころが多々あります。財政逼迫の今日、こういった努力を通して評価して経費削減に結び付けていくのかと、更なる検討が必要ではないかというふうに感じを持ちました。当然いろいろなお考えを既にお持ちだとは思いますが、現在の状況を考えますと十分ではなかろうかというふうに強く感じた次第であります。</p> <p>以上をもちまして、監査報告を終わります。</p>
	議 長	<p>これをもって監査報告を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありますか。8番 秋田雅朝君。</p>
	8番議員	<p>2点ほどお伺いしたいと思うんですが、まず1点目として、先ほど監査委員さんの方からもございました。あるいは、説明も十分いただいたかとは思いましたが、不用額についてでございます。不用額も内容的には衛生費の中で1項の修繕費等の入札における残額みたいな形で不用額が増えるという形の御報告を受けたかと思えます。それで昨年度とその額を比較してみましても少しの変動はしておりますけども、減少はしておりますけどもやはり同じくらいの不用額という形になっておまして、このことをですね、また来年度予算等を考える中でこの不用額のあり方等、あり方というか、先の説明にありました努力をされて減らしていくという部分の形の中で減ったこともあるかもわかりませんが、これをどうとらまえて来年度予算編成等、取り組み等どのように考えていかれるかまずお伺いしたいと思います。</p>
	議 長 事務局長	<p>ただ今の質問に対し答弁を求めます。事務局。</p> <p>不用額についての質問内容でございますけども、例年これくら</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p data-bbox="363 226 501 259">事務局長</p> <p data-bbox="363 703 501 792">議 長 8 番議員</p> <p data-bbox="363 1451 501 1541">議 長 事 務 局</p>	<p data-bbox="523 226 1466 689">いの5千万、6千万くらいの不用額が発生してくるということに対するものでございますけども、こちらの方は先ほども議員さんの方からも質問内容の中で説明されたように、確かに一般競争入札による不用額が主だったものでございます。この指名競争入札関係になりますけども、これがどの辺までいくかというのが読めないというようなところも若干あります。例年毎年これだけの金額が上がっているということになりますと、そこらあたりは今後どうするかというのはいろいろ検討していきたいと思っております。すみませんがお願いしたいと思っております。説明を終わります。</p> <p data-bbox="523 703 1214 741">以上で答弁を終わります。8番 秋田雅朝君。</p> <p data-bbox="523 754 1466 1061">そこらあたりは検討していくということなんで、是非とも有効的な使い方という形になろうかと思うので、別に不用額が出たからといって、予算とか不用だったという考えには至っていないんですけども、そういった形が少しでも減って、ほかの使えるところにしっかり使っていただいてというふうに考えますのでよろしくお願いをいたしたいと思っております。</p> <p data-bbox="523 1075 1466 1431">次の質問でございますが、ちょっとお伺いしたいんですが、衛生費の中で、ごみステーションの看板設置等で決算額が118万円と出ておるんですけども、ここに関連してですね、ごみステーション等の設置とかというのはこの21年度の中では、ステーションのこういう入れるところですよ。そういった設置とかなされたのかどうか、ちょっとこれではわからないのでもし教えていただければ教えていただきたいと思っております。</p> <p data-bbox="523 1444 1246 1482">ただ今の質問に対して答弁を求めます。事務局。</p> <p data-bbox="523 1496 1466 2123">お答えいたします。決算書の方ではわかりにくいんですけども、この決算書に出ている金額はごみステーションの看板でございます。ごみステーションを作っている所にここがごみステーションですよ、あるいは収集日は何曜日ですよ、そういう看板を組合の方で作りました。これ1,200枚作ったんですけども、そちらの費用でございます。今おっしゃったですね、例えばごみステーションのボックスですとか、場所ですとか、そういったものに係わる費用といいますのはすべて地元の方の御負担でしていただいております。組合といたしましては収集場所を地元の方に決めていただいております。管理、準備に係わる費用につきましては地元の方でお願いしているところでございます。市町によりましてはごみステーションの購入につきましてですね、安芸高田</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事 務 局	市さんとか購入の助成をされていらっしゃるということもお伺いしております。ですから年間ですね、ステーションを変更して欲しい、あるいは設置してほしいという要望が4、5件、5、6件くらいございます。そういうことでございます。終わります。
	議 長 8 番 議 員	以上で答弁を終わります。8番 秋田雅朝君。 私、今質問の場を間違えとるのか、監査委員の報告ということですよ。一般的なことも全部良いんでしょうか。
	議 長 8 番 議 員	はい。 では、再度質問させていただきます。
		今のごみステーションの件について、御答弁いただいて5、6件だとかいうふうにおっしゃったと思うんですが、あるいは設置については地元負担をお願いしているということで、ここで提案させてもらいたいことがあるんですが、ステーションの設置についてですね、近年、設置の仕方については当然この組合議会が始まって協議されて、基準等を設けられておると思うんですが、私が認識不足でそこらあたりのことが良くわかりませんけども、近年、市民の方の声としてですね、ステーションが遠い、要因としては高齢化、かなり高齢化がこたえている部分があるというふうに認識いたしますし、逆に地域の中にも2か所もステーションがあって、500メートルとか恐らく距離的な、あるいは軒数とか規定があるんだと思うんですが、また新しく集落の中に家が何軒か建ってきて、そこでまた新しく設置していただきたいんだということなんかの要望をよく聞くんですね。先ほどちょっと話もされたと思うんですが。それは行政の方に行っても結局決められるのはこの組合議会というふうに考えたならば、ここでそういった設置基準ですかね、そこらあたりを少し見直していただくような検討をしていただければ良いんじゃないかと思うんです。それはあくまでも皆さんが使いやすいような形で、ごみの量とかそう増えるとか減るとかはないかもわかりませんが、使いやすい形ということも設置基準等を少し検討していただいたらと思うんですが。御意見をお伺いしたいと思います。
	議 長 事 務 局	答弁を求めます。事務局。 先ほどのごみステーションの設置につきましては、経緯から申しますと、組合設立当初はですね、各市町で作っておられたステーションを継承しております。それから新規で設置される場合には組合の例規によりましてですね、基準というのが設けられてお

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事 務 局	<p>ります。基準というのがですね、大体1行政区には1か所必ずつけます。それから住宅密集地とか商店街等においてですね、たくさん住宅がある場合は大体20戸、20軒ですね、20軒の御利用があれば更に1か所追加することができる。20軒単位で1か所のステーションを認めております。ただし、マンションとか集合住宅につきましてはその入居者数の合計が大体世帯人員の範囲内40人か50人という形で取決めをしております。確かにおっしゃるように近年、ステーションから離れてらっしゃるとか、お年寄りの方が行けないということで要望もあるわけですが、基本的には今の基準を中心に運用しております。特別な場合、認める場合というの、管理者が認める場合というのもあるんですけども、基本的にはステーションの数を増やせば増やすほどですね、収集運搬の効率、経費が掛かる問題もございます。それからお年寄りの方がごみステーションにごみを持っていけないという場合にはほかにもそのお年寄りは困っていらっしゃることもあると思いますので、地域でそういう方のために何ができるかというのを考えていただけたらなあと思います。ほかの町では福祉関係の予算でそういったことに対して配慮するようなこともございますが、今の基準はそういうことでやっておりますけれども、今後問題が生じるようであればですね、その基準についてまた検討していかなければならないかなと思いますけれども。今はごみの問題がある御家庭というのはごみだけではなくてほかにも困っていらっしゃると思うので、地域での取り組みというのに期待したいと思っております。以上です。</p>
	議 長 8 番議員	<p>以上で答弁を終わります。8番 秋田雅朝君。</p> <p>まあ、検討もしていかなければいけないだろうというように今言っていたと思うんですが、どうしても高齢化もあつたし、地域的な話もされましたけども地域によっては遠いところが本当にあるんですよ。なおかつ近くに欲しいんだと、そういう基準があるからできないのも多分わかってらっしゃる部分もあろうかと思うんですよ。だからそこらあたりを少し緩和してもらってですね、また今後ステーションの設置についての基準については少し緩和するような形で考えていただきたいというふうに提案して終わります。</p>
	議 長 2 番議員	<p>ほかに質疑はありませんか。2番 前川正昭君。</p> <p>決算書の方ですが、衛生費、15ページの8節の報償費、これ</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	2 番議員	<p>が 8 万 9 千 円。こ れ は モ ニ ター で す よ ね。こ の 分 で モ ニ ター の 委 員 さ ん は 何 人 お ら れ る の か。そ れ と 会 議 は い く ら く ら い、何 回 く ら い 開 催 さ れ た の で す か。</p>
	議 長 事 務 局	<p>た だ 今 の 質 問 に 対 し 答 弁 を 求 め ま す。事 務 局。</p>
		<p>お 答 え し ま す。こ の ご み 処 理 行 政 モ ニ ター と い う の は 平 成 2 0 年 度 そ れ か ら 2 1 年 度、2 ヶ 年 の 任 期 で お 願 い し ま し た。平 成 2 0 年 度 モ ニ ター の 方 の 人 数 は 3 1 名 で し た。2 1 年 度 は で す ね、一 人 ほ か の 地 域、横 浜 の 方 へ 転 出 さ れ た た め に で す ね、3 0 名 で す。モ ニ ター の 方 の 人 数 は 3 0 人 で す。う ち 安 芸 高 田 市 の 方 が 2 2 名、北 広 島 町 の 方 が 8 名 で す。こ の モ ニ ター さ ん の 会 議、報 酬 は で す ね、ア ン ケー ト に 対 す る 報 酬 で す。ア ン ケー ト 回 答 1 回 に つ き 千 円 の 図 書 券 を お 配 り し て お り ま す。2 1 年 度 は 年 3 回 ア ン ケー ト を お 願 い し ま し た。ア ン ケー ト を 返 さ れ た 方 に 対 し て 千 円 の 支 出 を し て お り ま す。金 額 が 少 し、千 円 足 り な い の は で す ね、一 人 の 方 が 2 回 し か ア ン ケー ト を 答 え て い た だ け な か っ た、病 気 と か と い う こ と で。そ う い う こ と で そ う い う 支 出 に な っ て お り ま す。以 上 で す。</p>
	議 長	<p>以 上 で 答 弁 を 終 わ り ま す。2 番 前 川 正 昭 君。</p>
	2 番議員	<p>質 問 す る の が、8 万 9 千 円 が ち ょ っ と 金 額 的 に 少 な い ん じ ゃ な い か 思 う た ん で す よ。こ れ も 市 民 の 声 を ね、た く さ ん の 人 か ら 聞 き な が ら、き れ い セ ン ター を 発 展 さ せ て い た だ き た い と い う こ と で 回 数 も、回 数 と い う か ア ン ケー ト も 3 回 と い わ れ た ん で す が、ま た 増 や し な が ら 市 民 の 声 を 十 分 聞 き な が ら お 願 い し ま す。以 上 で す。</p>
	議 長	<p>ほ か に 質 疑 は あ り ま せ ん か。7 番 入 本 和 男 君。</p>
	7 番議員	<p>せ っ か く 監 査 委 員 が お ら れ ま す の で、監 査 委 員 さ ん の 方 に 伺 い ま す。玉 浦 さ ん に お か れ ま し て は 外 部 監 査 と い う 形 で で す ね、先 ほ ど 申 さ れ ま し た よ う に、入 札 に つ き ま し て は 非 常 に 効 果 が 出 て 感 謝 申 し 上 げ る と い う こ と で す。</p>
		<p>1 点、今 後 の 私 自 身 が 思 う の は 委 託 料 の 問 題 で ご ざ い ま す が、委 託 料 に つ い て の 御 指 導 御 助 言 が あ り ま し た ら お 伺 い い た し ま す。</p>
	議 長	<p>た だ 今 の 質 問 に 対 し て 答 弁 を 求 め ま す。玉 浦 監 査 委 員。</p>
	監 査 委 員	<p>最 初 の 監 査 報 告 の 時 に も 申 し 上 げ た か と 思 う ん で す け ど も、委 託 料 の 中 で 一 番 大 き い の が 農 林 建 と か、1 億 ち ょ っ と 出 て い る ん じ ゃ な い か と 思 い ま す け ど も、そ こ に 業 務 委 託 さ れ と る ん じ ゃ な い か と 思 う ん で す け ど も、非 常 に 政 治 的 な 判 断 が い る ん じ ゃ な い</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	監査委員	かということで、このことには踏み込まずにいるというように言ったと思うんですけども、まあ前任の局長さんは、いずれはここも考えてみないといけないかなということにはちょっとおっしゃっておられましたけれども。民間とある程度の競争をしていけば確実に今の条件に適合するくらいのことにはなるんじゃないかというふうな感触はもっておりますけども、これはいろんな私監査委員が口を出せるのかという状況でありますのでそこまでしかできませんけども。
	議 長	以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。7番 入本和男君。
	7 番議員	管理者に伺います。去る我々は研修会に行かせてもらいまして正副管理者の方に報告書を出していると思います。その報告書に対する御意見がありましたら伺いたいと思います。
	議 長 管 理 者	答弁を求めます。管理者 竹下正彦君。 視察の調査をされた報告書ですよ、藤井議長から8月だったですかね、直接お話する機会を賜りまして、先進地、積極的に取り組んでおられるところの状況について調査をされた結果を拝見しました。その際、藤井議長の方にも申し上げましたけども、大変先進的に取り組んでおられるということと、それを組合でなり、それぞれの市町でどう考えれば良いのかと、そのことについていろいろ市町なりあるいは組合なりに少し検証検討をしておるといふふうにお答えをしております。
	議 長	以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。7番 入本和男君。
	7 番議員	具体的に研修会の反省会を持ちましてやったわけでございますが、管理者の方にちょっと伺うんですが、今言うように安芸高田市と北広島町の組合でございますよね。そうすると我々が先進地視察研修の時にも取り組みの姿勢がですね、ちょっと違うんではないかなという気がしたんですよ。この研修会の反省会の時にも失礼な言い方にはなりますが、議員さんの2名の出席はありましたけど、事務局、町の方からの出席者はゼロなんですよ。そのあたりについては今の考え方によっては、今事務局長と施設長が北広島町の職員さんの位置づけになっているかなと錯覚するようなこともあるんですが。事務局にも言ったんですが、今日も副議長さんが欠席されとると。決算ですから藤井さんは発言できないというようなこともあるわけですよ。日程の決め方にも問題

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>7 番議員</p> <p>議 長</p> <p>管 理 者</p> <p>議 長</p> <p>7 番議員</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>があるし、そういう取り組み方がどのような指示をされて、この先進地の視察をこのたび、同僚議員もおられますけども非常に良い効果があったと同僚議員も一般質問をされておりました。いう形では、この中で具体的に何かこういった施策くらいは政策的に組合として取り入れないといけないとか利用してでもこういうところはこうしてしよるくらいのことにはあっても良いと思うんですが、そのあたりの所感についてどのように思われておりますか。</p> <p>21年度の決算でございますので、その点考慮いただきたいと思います。管理者 竹下正彦君。</p> <p>報告会、研修会について私特段のあれこれの指示をした覚えはありませんのでそれは誤解じゃないでしょうか。それと現地調査の報告に関しては9月の北広島町議会でも藤井議員の方から御質問いただきましたし、いろいろ議論をさせてもらいながらいろいろ研究検討していくと。</p> <p>以上で答弁を終わります。7番 入本和男君。</p> <p>すいませんでした。決算外のことでした。</p> <p>行政報告の中に、10ページの中で廃食油のことで個別指定業者のバイオディーゼル燃料化という形でいろいろ北広島町では進められてやっておられますけども、ある町の方でも食用の油を回収して欲しいということがありましたけど、組合としても今後ですね、この分については民間活用と官というものが一体にならないと成果が出ないと思いますが、この食用油の回収についてどのような今後組合の方針としてですね、取り組もうとされているのか伺います。</p> <p>答弁を求めます。事務局。</p> <p>お答えします。BDF、バイオディーゼル燃料、てんぷら油を回収していらっしゃる、「い〜ね！おおあさ」さんがいます。今年間1万4千リットルくらい回収しておられて、きれいセンターでもそのうち千リットルくらい場内の車等に使用しております。おっしゃるようになりますね、このBDF、庄原市とか施設で単独でそういったバイオディーゼル燃料の精製工場をしているところもございますけども、組合としましてはせっかくそういうNPO法人さんがルートも機械も整備していらっしゃいますので、それを是非活用していきたいと思っております。今は残念ながら北広島町内しか集めておられないんですが、安芸高田市でも集められるように、要は収集と運搬の仕組み作りだと思っておりますので、</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>事 務 局</p> <p>議 長 7 番 議 員</p>	<p>その収集と運搬の仕組み作りに少しお手伝いできるように北広島町さん安芸高田市さんと議論協議しながらですね、是非「い〜ね！おおあさ」さんの方でリサイクルプラントの方を活用していただけるような方向付けで動きたいと考えております。以上です。</p> <p>以上で答弁を終わります。7番 入本和男君。</p> <p>委託の契約のことですけれども、収集運搬車でございますけど、前回は質問しました。今後のことにつきましては全面的な委託契約もですね、必要になってこようかというような発言答弁もいただいとるわけですけれども。やはり収集運搬についても民間活用といいますか、負担金を少なくするためにも非常に必要な事項だと思うんですね。民間の場合は一人で運転しておるけど組合の場合は二人と言われましたけど、その二人の場合は市街の交通量の多いところで非常に危険性が高いところということがありましたけど、すべてが中山間地域でありまして、ごく一部しかそういうところがないというのが現状でありましてですね、そこらを踏まえてですね、今後の雇用にもばらつきがありますし、その点について今後の委託契約、具体的な考えがあるかないか伺います。</p>
	<p>議 長 事 務 局</p>	<p>答弁を求めます。事務局。</p> <p>はい、お答えします。今の委託の問題ですけれども、実際委託した場合が経費的に安くつく場合とそうでない場合というのがあります。今のごみの収集とかをもし民間に委託する場合、民間としてはまたリスクが発生します。ごみの収集車5, 6百万、7, 8百万します。それが例えば1年毎の入札になりますと今年を取れたけども来年取れるかどうかわからないというリスクもありますので、民間業者の参入には難しいところもあります。ですからほかの町では随意契約という形をとっている市町がほとんどです。5年、6年長期にわたる随意契約、そうすれば業者の方は安心して車を買うことができます。ただしその場合は入札のような競争原理というのは働きにくくなるので逆に経費はどんどん上がっていく可能性も無きにしも非ずです。うちの場合、組合が直営ではやってはいるんですけれども、作業している者は組合職員ではありませんので、これが確かにですね、組合職員であれば給与ベースがすごく高いので、市営バスとかそういったところで直営でやっているところは運転手さんがすごい給料をもらっていらっしゃる運転手さんということになるんですけれども、うちの場合、その</p>



事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p data-bbox="368 226 496 259">7 番議員</p> <p data-bbox="368 439 496 528">議 長 管 理 者</p> <p data-bbox="368 1872 496 1962">議 長 7 番議員</p>	<p data-bbox="528 226 1460 371">り組む姿勢がですね、前向きで一度くらいは業者さんを集めて検討をしてみることも私は必要ではないかと思うんですが、その点について再度伺いたします。</p> <p data-bbox="555 383 1114 416">答弁を求めます。管理者 竹下正彦君。</p> <p data-bbox="528 439 1460 1850">芸北広域環境の委託業務の中で収集運搬業務についてはかなり大きなコストを占めますからこのコストを下げつつ、きちっとした業務を行っていくということをどう目指していくのかということは非常に重要なことであるというふうに思いますけども。農林建公社に委託をしてきておりますけども、この合併して私が管理者に就任して以来人員を削減してきておりますし、芸北広域環境の人員も削減しておりますし、それから農林建公社の業務の効率化、人員を削減しながら果たしている、それから給与コストもですね、人件費の体系を定義をし直したとかですね、かなり指導を加えながらやってきてということ、相当このところはですね、一応一定の整理をしながら現在に至っているというふうに基本的には認識をしております。そうはいつでも競争原理の中でですね、より一層の効率化、コストの削減を図っていくということは問題意識としては当然持たないといけないことだとは思いますが、それをどういう形でやっていくのか、一朝一夕にですね、いきなり競争入札にかけてですね、そういうふうなことが雇用の問題でありますとか、あるいは農林建公社がスタートした時の町とその公社との関係、事業の受委託にあたっては一定の協議が成立をして今日に至っているというものがあるわけでありまして、行政としてはここは無視をするというわけにはいかないということなので、常にあるべき姿を求めていくという必要性は感じつつも、必要な見直しを行いながらですね、続けていくと。やはりですね、雇用の問題というのはこれまで歩んできた経緯からしても安定的に持続的にごみ収集運搬業務を行うことにより多くの雇用が成立をしておるということも無視できないわけでありまして、いろいろ御指摘をいただいているということは非常に重要な問題だとは思いますが、現在の状況というのはそういうことです。</p> <p data-bbox="555 1872 1214 1906">以上で答弁を終わります。7 番 入本和男君。</p> <p data-bbox="528 1928 1460 2119">今までの歴史があるのでやむを得んと思いますが、やはり今後の課題としてですね、ごみの減量とか使用料の支払いによってリサイクルとかいう形でですね、政策の上でですね、生ごみ処理機の問題ですか、安芸高田市はしておるけど、北広島町はしていな</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	7 番議員	<p>いとか、そういうところを管理者同士で話をされて今後どういうサービスをしながら、サービスと言いますか、民間を取り込みながらごみの減量化に取り組む必要があるかと思うんですが、現在そういう調整は将来やっていかれるお考えがあるかないか伺います。</p>
	議 長	<p>答弁を求めます。管理者 竹下正彦君。</p>
	管 理 者	<p>この組合を構成しているのが二つの市町ですから、調整をしながらやっていかないといけない部分というのはかなり広範に多岐にいろいろあろうかとは思いますが、ただその同じ事業を同じようにやっていくんかということになるとそれぞれ市町の状況も違いますし、政策の考え方も違いますから、そこまですり合わせをしてきちんとですね、ほかと同じようにやっていくというのは私はないと思います。</p>
	議 長	<p>以上で答弁を終わります。7 番 入本和男君。</p>
	7 番議員	<p>どうも共通性が見えないんですが、それはそれとしてですね、決算の中でですね、先ほど財産のところでありましたけども、このたび備品を購入されておりますけども25ページには21年度に購入された分のデジタルカメラとかトランシーバーとかあいうものが物品の中には入らないんですか。</p>
	議 長	<p>答弁を求めます。事務局。</p>
	事 務 局	<p>お答えいたします。この物品につきましてこちらに載せているのは金額的に10万円以上のものを載せております。詳細なものを載せるとなるとページも多くなるんですけども、そういうのが必要でしたらまた別途つけさせてもらうんですけども。主なものを載せております。以上です。</p>
	議 長	<p>答弁を終わります。7 番 入本和男君。</p>
	7 番議員	<p>備品管理はそういうもので、私は備品台帳があつて減価償却したらそれを消去したりしないといけないと思うんですが、以前もデジタルカメラはリサイクルの商品を使うんじゃないということもあつて、台帳に載ってなくて今回購入されておるわけですが、こういうふうに10万円以上というのは基本的にはこれは道義的にあるんですか。</p>
	議 長	<p>答弁を求めます。事務局長。</p>
	事 務 局 長	<p>この決算書の様式関係ですけども、これは決まった様式になっております。それで先ほども説明がありましたけども10万円以上のものについて物品を記載するという事になっております。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>事務局長</p> <p>議 長 7 番議員</p>	<p>それから詳細について、トランシーバー関係は今回買わせていただいておりますけども、そういったものについてはひとつあたりの単価いうものが10万円以下でございますので、そういった関係でこの表には載ってないわけではございますけども、別途物品台帳というものは詳細は作っております。ですからそちらの方で管理はしております。ただ、今回の決算認定にあたりましてはこういう様式になっておりますので10万円以上のものについてこういうふうに記載させていただいております。以上です。</p> <p>答弁を終わります。7番 入本和男君。</p> <p>あまりにもですね、10万円以上いうても9個がひとつの商品ですから、そういう発想はですね、単品じゃたらいうても9個でひとつの仕事をしておるわけでしょ。1個ずつが仕事をするんですか。それなら1個でいいじゃないかということになるでしょ。9個あって初めてひとつの備品で、当然載せるべきだと思うんですが。</p> <p>監査委員さんがおられるんで何うんですが、これ以上の台帳は用意しているかどうか、出されて提出されてチェックされているかどうかその点を確認いたします。これだけか、それとも細部にわたってなのか。</p>
	<p>議 長 監査委員</p> <p>議 長 7 番議員</p>	<p>答弁を求めます。玉浦監査委員。</p> <p>ここに載っておりますものでチェックをさせていただきました。それ以外のものについては、去年購入されたものはわかるわけですから質問ができますけども、それ以前にあったものというのは私では判断できませんので、そこは調べておりません。ただ、昨年も申し上げたと思うんですけれどもこの台帳に取得年と取得価格を入れてもらうように言ったと思うんですけれども、今年も入っておりませんが、議員の方が見られると財産が古いものか新しいものかグレードはどうなのかというのが全然わかりませんので、果たしてどれくらいの資産を持っているのかというのが全く見当がつかないということで、このくらいのことはやっているということで、償却までするということには多分なっていないかと思うんですけれども、そのくらいは財産調書が詳しくても良いんじゃないかというふうには思っております</p> <p>以上で答弁を終わります。7番 入本和男君。</p> <p>10万以下いうてもすべて公費でこれは購入したり支出したりしておるわけですね。それで10万円以上いうのも最近では、</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	7 番議員	<p>政務調査費なんか1円から領収書を出せと言われとるんですが。備品台帳を監査の方から指摘があったにも関わらずこういう形であると、それからそういうものは見ていないということになると表に出てくるのはこれだけであってですよ、そしたら備品台帳に載ってないから私物化されても紛失されても全くチェックができない状況になりますよね。そのあたりはやはり真摯に受け止めてですね、今のように監査委員がですよ、ここには10万円以上で細部にわたっては私が確認しておりますという答弁がないのにも関わらず、監査委員の指示にも従っていないという、その点について事務局どうですか。</p>
	議 長 事務局長	<p>答弁を求めます。事務局長。 先ほども説明させていただいたわけなんですけども、決算書の報告関係はひとつ様式があるんですけども、それに従ってこういう…。</p>
	議 長	<p>暫時休憩いたします。 【暫時休憩中】</p>
	議 長	<p>休憩を閉じて会議を再開いたします。 答弁を求めます。事務局。</p>
	事務局長	<p>先ほどの件でございますけども、備品台帳の方も整理しておりますので、また別途必要がありましたらそういったのも提出していきたいと思います。監査会の方でも金額関係載ったものも一応提出はしております。以上です。</p>
	議 長	<p>以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。3番 青原敏治君。</p>
	3 番議員	<p>ちょっと細かいことなんですけど、一応定例会ということなんでやはり質問も起立をして質問をしよるわけですよ。答弁者もやはり起立をしてですね、やはりきちっと答弁をしてもらいたいというふうに思うんですが、そこらあたりはどうなんですか。やはりこれ、なあなあで議会なら良いですよ、そういうことじゃないと思うんでひとつそこらをお願いしたいと思います。</p>
	議 長	<p>議長の議会運営上の問題であろうと御指摘を受けました件につきましては、議会運営委員会等でも協議をさせていただいて今後御指摘があったように取り組みをさせていただきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いたします。</p>
	議 長 7 番議員	<p>7 番 入本和男君。 行政報告の2ページのところに組合のホームページの作成とい</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	7 番議員	うことでいろいろな熱心な取り組みがあげておられます。これはアクセス数ほどの程度、現在あるんでしょうか。
	議 長 事 務 局	答弁を求めます。事務局。 お答えいたします。アクセス数は管理できるようになっております。すみません、今手元に資料がないんですけども5千から1万くらい、かなりの件数だと思います。芸北広域きれいセンターと打って検索をかけていただいたら、多分順位でいうと1番目に出てくるんじゃないかと思えます。
	議 長 7 番議員	答弁を終わります。7番 入本和男君。 やはり行政報告の14ページなんですけど、排出禁止物の中に大型農機具、バイク、消火器とか書いてありますけども、排出者自ら処理するか、又は購入店や取扱店に依頼するというふうに書いてありますが、排出者が自ら処理をするというのが不可能な方もおられるんですよね。そのあたりもやはり経費はいつでもそういうものも取り組んであげないと後継者がいないところとかそういうもので困っておられる方もおられるんですよね。そのあたりの対応というのは組合として対応でもできないものでしょうかね。
	議 長 事 務 局	答弁を求めます。事務局。 お答えします。きれいセンターです、処理できないかということですけども、処理するのが非常に難しい危険なものというのがこの排出禁止物です。その中でですね、例えばほかにも処理するルートが既に整理されているものがございます。バイク、消火器、これは既にリサイクルするルートがありますので、そちらの方のルートに出していただきたいと思えます。その方がですね、きれいセンターで処理するより処理費用も安くできます。大型農機具等についてもそうです。それから最近ではですね、売ったところが引き取るという考え方でかなりの商店の方がそういうことをしております。バッテリーとか新しいのを買えば古いのは引き取りますということもあります。ボタン電池にしてもそうです。電気屋さんに行っていくと電気屋さんで引き取っていただける、そういったことで対応できるんじゃないかと思えます。ただしですね、金庫とかですね、塗料入りの缶というのは、これは排出者の方がきれいにしていただければ出せるものです。塗料を完全に使い切ってもらえればきれいセンターで処理することができます。そういったものもございまして、きれいセンターで引き取りできない場合にはどういうふうにして処理したらいいのかと

